

川崎市告示第369号

指定一般相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者の指定を行いましたので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年6月24日

川崎市長 福田 紀彦

申請者名称	事業所名称	事業所所在地	事業種類	指定年月日	事業所番号
合同会社 a i l e	相談支援ソシオ	川崎市麻生区上麻生七丁目 2 0 番 1 1 号	地域移行支援	令和 8 年 4 月 1 日	1435600091
合同会社 a i l e	相談支援ソシオ	川崎市麻生区上麻生七丁目 2 0 番 1 1 号	地域定着支援	令和 8 年 4 月 1 日	1435600091
医療法人メディカルクラスタ	地域相談支援センター ふれあい	川崎市多摩区登戸 1 7 6 3 番地 ライフガ ーデン向ヶ丘 2 階	地域移行支援	令和 8 年 4 月 1 日	1435400054
医療法人メディカルクラスタ	地域相談支援センター ふれあい	川崎市多摩区登戸 1 7 6 3 番地 ライフガ ーデン向ヶ丘 2 階	地域定着支援	令和 8 年 4 月 1 日	1435400054